

平成29年度事業計画

第30回JA栃木県大会における「創造的自己改革への挑戦」に基づく3か年計画の2年度目として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を着実に実践するための支援を行う。あわせて、「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成、自己改革の実践を支える経営・財務基盤の確立、JAグループの結集軸としての「新たな中央会」の構築にも取り組むものとする。

I. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

1. 「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に向けた基本的考え方

全JAが地域農業戦略を実践し、販売品取扱高目標が達成できるよう個別支援を行う。

2. JAグループ栃木担い手サポートセンターによる取り組み

(1) 出向く体制の構築・支援

- ① リストアップした担い手経営体をJAと協議のうえ見直ししながら、JAとの同行訪問等により担い手経営体の経営ニーズ等を把握し、JAグループの事業に反映する。
- ② JAにおける出向く体制の構築・支援を目的に、JA営農経済渉外部門定例会議等に出席し、情報提供を実施する。
- ③ JAの総合事業体としての強みを発揮するため、JAが取り組む営農・経済・信用・共済の事業間連携における担い手訪問活動を支援する。

(2) 担い手経営体向け事業提案

- ① 中央会・連合会関連部署との定例会議を開催して担い手経営体の意見・要望等の情報を共有するとともに、必要があれば対応策を協議する。
- ② 専門家（税理士・中小企業診断士・社会保険労務士等）やJA・行政機関OB並びに農業経営に精通した篤農家や法人経営者（栃木県農業者懇談会）と連携し、高度化・専門化する担い手経営体の経営課題の解決を支援する。

(3) 農業経営管理支援

- ① 農業簿記記帳代行事業の利用者拡大を支援するとともに、農業簿記データや青果物生産・販売データを活用して、農業所得の増大につながる経営分析・診断の取り組みを支援する。
- ② 会計・税務等に精通したJAの経営管理支援担当者を養成する。
- ③ 農業所得増大・地域活性化応援プログラムによる経営セミナーや個別相談会等の開催を通じ、JAの経営管理支援の取り組みを支援する。
- ④ 税務上のメリットや各種農業施策（収入保険制度等）の活用が可能となる青色申告者の

拡大を推進するとともに、J Aの取り組みを支援する。

(4) 新規就農支援

- ① 行政等関係機関と連携し、J Aが取り組む新規就農者一貫支援体制「新規就農者支援パッケージ（募集・相談、技術研修、就農、定着）」の確立や実施を支援する。
- ② 新たな担い手の就農に向けて、行政の青年就農給付金や各種就農支援対策が最大限活用できるよう情報提供を実施するとともに、ゆめファーム全農（いちご、トマト）等への研修受入を紹介し、栽培技術・経営管理等の支援を行う。
- ③ 新規就農者等を対象にした、栽培技術・農業経営等にかかる基礎的な研修会を実施するとともに、新規就農者の情報交換を目的に交流会を実施する。

(5) 担い手組織化・法人化支援

- ① J Aと連携し農業機械の共同利用や共同作業などの共同営農活動を推進するとともに、経営所得安定対策に対応する組織化を進める。
- ② J Aが実施する集落営農組織への経理支援について指導・支援を強化する。
- ③ 既存組織に対しては、作付け品目の転換や複合経営への誘導、6次産業化への取り組み支援等経営安定・経営の高度化に向けた支援に取り組むとともに、法人化に向けた支援を行う。
- ④ J Aが実施する法人組織への経理記帳・申告支援等について、指導・取り組み支援を実施する。

(6) J A出資型農業法人の設立と運営支援

- ① J A出資型農業法人未設立J Aに対して情報提供（啓蒙）及び設立支援を実施する。
- ② J A出資型農業法人の経営体質の強化を目的に経営検討会の開催や農業所得向上につながる作物の導入等を提案するとともに、情報共有を図るためネットワーク化を行う。

(7) 営農・経済部門の人材育成と情報提供

- ① 専門的かつ高度な知識・技術の習得に資するため、研修会・講習会を開催し、営農指導員及び担い手専任担当者の人材育成を支援する。
- ② 担い手経営体並びに営農指導員・担い手専任担当者に対して、担い手サポートセンター通信、ホームページ、メルマガ等を通じてタイムリーに情報を提供する。

(8) 付加価値の増大と新たな需要拡大

- ① J Aや担い手経営体の6次産業化の取り組みを支援するため、実践事例等の情報収集・提供や事業化に向けた相談及び計画書作成支援を行う。
- ② 付加価値向上や地域ブランド確立に向け、地理的表示制度や機能性食品表示制度等の活用を支援する。
- ③ 農業所得増大・地域活性化応援プログラムの県域企画応援事業を活用して、農業者並びにJ A等の取り組みを支援する。

(9) 省力低コスト生産技術等の普及推進による生産コストの引き下げ

省力低コスト生産技術に関する情報提供を行うとともに、鉄コーティング直播栽培、高密度播種栽培等の取り組みを普及推進することにより、担い手経営体の生産コスト引き下げを支援する。

(10) 担い手の営農を支える支援

- ① 関係機関と連携して農作業事故防止対策を徹底し、事故発生ゼロを目指すとともに、万が一の事故に備えて労災保険特別加入を進める。
- ② J Aが取り組む担い手経営体への労働力派遣・確保対策について、県内外の優良事例を情報提供するとともに、J A区域を越えた労働者募集・斡旋等の活用を検討する。

3. 消費者との信頼に応える食の安全・安心対策

(1) 生産履歴記帳運動の徹底

- ① 現地確認検査を実施し、適正な記帳・確認事務の徹底を図る。
- ② 「生産履歴報告書作成支援システム」を提供し、J Aでの活用を支援する。
- ③ 生産履歴記帳運動の取組精度の向上・底上げに向け、啓発資材を作成するとともに、J Aでの生産者研修会等の支援を行う。

(2) J Aグループ栃木農産物分析センターの運営

分析センターの運営により、残留農薬分析を通じて安全・安心の確保を図るとともに、実施結果について、消費者等に対し積極的に情報発信を行う。

(3) G A P（農業生産工程管理）の取組強化

- ① 「栃木県G A P規範」を活用し、県等と連携し研修会による理解促進・取組精度の向上を図るとともに、計画的にG A P指導員を養成する。
- ② 2020年オリンピックパラリンピック東京大会への食材供給を目指して、県等と連携し、第三者確認等の導入研究に取り組む。

(4) 消費者への情報提供

消費者交流会（フォーラム等）の開催やホームページの活用により、消費者への相互理解を促進し、食の安全・安心の取り組みについて消費者への情報提供を行う。

(5) 農産物の安全性に関する危機管理対応

J Aグループ栃木安全・安心な農産物供給対策本部の運営を通じて、県域における危機管理体制を整備し、必要な対応を行う。

(6) 原発事故対策の実施

- ① 消費者・実需者の安全・安心を確保するため、県・J Aと連携して農畜産物モニタリン

グ検査を実施する。

- ② 原発事故損害賠償対策県協議会の運営を通じて、損害賠償金の早期全額支払いに向け、請求・支払事務を適切に実施する。

4. マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換

(1) 耕種・園芸・畜産に係る関係機関・団体と一体となった振興

需要が見込める飼料用米や麦・大豆、加工野菜の導入・拡大及び畜産クラスター等の活用等について、関係機関・団体と一体となって推進するとともに、優良事例等の情報を提供する。

(2) J A農産物直売所を拠点とした販売事業の強化

- ① 魅力ある直売所による販促強化を図るため、第3回県内統一キャンペーンやバスツアーを検討・実施する。
- ② 販売力強化と安定した運営が図られるよう、担当者会議・研修会・店舗診断を通じて運営支援を強化する。また、集客対策、品揃え対策等の個別課題に応じた優良事例集を作成する。

(3) 生産者組織の運営改善

独占禁止法を踏まえた生産者組織（部会）の運営改善の方策について周知を図るとともに、組織運営チェックシート等の提供により改善推進を行う。

5. 持続可能な農業の実現に向けた農業政策の提案・確立

(1) 政策支援の充実を求めるための農政活動の強化

農業者の所得増大に資する政策提案を充実し、その実現に向けて国・県等に対する農政活動を強化する。特に、今後の国際貿易交渉を踏まえた、万全な国内対策を求める。

(2) 農業政策の提案と責任ある政策推進

- ① 行政・関係機関と広く連携し、実現した農業政策等に対して責任ある政策推進を実践する。
- ② 30年産米以降の需給調整のあり方について関係機関と調整し、スムーズな移行を行う。
- ③ 米需要拡大対策事業等の実施により、米をはじめとする国産農畜産物の消費拡大対策を実施する。
- ④ 農政関連情報について、J A等に迅速かつ的確に情報発信・提供を行う。
- ⑤ 担い手が将来にわたり安定した生活が送れるよう、農業者年金の加入促進を行う。

6. 関係組織の運営支援

次の関係組織に対する支援を行う。

- ① 栃木県使用済農業生産資材適正処理推進協議会
- ② J A栃木青年部連盟

- ③ J A栃木指導員連盟

II. 「地域の活性化」への貢献

1. 地域実態・ニーズをふまえたJ A事業とJ Aくらしの活動の展開

(1) J A事業を通じた生活インフラ機能の発揮

- ① 介護保険事業の個別診断とフォローを行い、経営改善計画の策定と実践を支援する。
- ② 介護保険事業について、半期ごとに収支結果を報告し収支改善を支援するとともに、J Aの方針に基づく事業の進捗及び課題を把握し、個別対応により運営改善を支援する。
- ③ 地域支援事業、配食サービス等の新たな生活インフラ機能について情報提供を行う。

(2) J Aくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化

- ① 「J Aくらしの活動の今後の展開について」(29年1月)に基づき、くらしの活動がJ A事業に結びつくよう、モデルJ Aへの支援を継続するとともに、モデルJ Aで得られたノウハウや効果を他のJ Aに紹介し、実践を促進する。
- ② 「認知症」を正しく理解することによりJ A事業において適切な対応ができるJ A職員を養成するため、認知症サポーター養成研修会の開催を支援する。
- ③ J Aくらしの活動検討会等を開催し、くらしの活動における実施分野の重点化を進め、活動を事業に結び付けるための誘導策の実践を提案する。
- ④ 女性会の活性化を支援する。
 - ア. J A職員の女性会加入によるグループ・仲間づくりを支援する。
 - イ. 女性会の次世代を担うフレッシュミズ層の拡大を図るため、ネットワークづくりを支援する。

2. 「地方創生」への積極的な参画による地域社会づくりへの貢献

行政等と連携して情報提供を行い連携協定等の締結を進めるとともに、活動のメニューを提示するなど支援を行う。

3. 関係組織の運営支援

次の関係組織に対する支援を行う。

- ① J A栃木女性会
- ② とちぎ地産地消県民運動実行委員会

III. 組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立

(1) 組合員教育の支援

- ① 組合員教育に必要な研修資料等の提供や全国の優良事例等について情報提供を行う。
- ② 組合員教育に係る研究・研修等を実施し、担当者の養成を行う。

(2) アクティブ・メンバーシップ強化の取組支援

組合員とのアクティブ・メンバーシップ強化のため、意見反映・運営参画の仕組みについて優良事例等の情報提供を行う。

(3) 准組合員加入促進等の取組支援

くらしの活動を通じ、JAの事業や「食と農」への理解促進を図り、事業利用の拡大や准組合員加入促進につながる取り組みを支援する。

(4) 総合ポイント制度の拡充とメリット発揮

現行の総合ポイント制度の改善（還元方法の見直し、ランクアップ・アクションポイント制度の活用）及びJA直売所におけるポイント制（総合ポイント制度の他、スタンプカード、リライタブルカードを含む）の導入を支援する。

(5) 女性のJA運営参画

政府が示す「男女共同参画基本計画」（32年度に15%を目指す成果目標設定）に基づき、女性のJA運営参画の対応方針を策定する。

IV. 「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成

1. 広報機能の強化に向けた取り組み

(1) 一体的な広報機能の発揮

- ① 中央会・連合会による一体的な広報の展開により「JAグループ栃木」のイメージアップを図る。
 - ア. 新テレビCM（栃木県版）を作成する。
 - イ. イベント等への協賛による広報を展開する。
- ② JA・中央会・連合会による一体的な広報活動を継続して展開する。
 - ア. 「みんなのよい食プロジェクト」の展開及び新キャッチフレーズ「耕そう、大地と地域の未来。」の活用により、一体的な広報を展開する。
 - イ. 下野新聞とちぎJAプラザ「ふお～you」、とちぎテレビ「イブニング6プラス」、栃木放送「今朝も元気でいってらっしゃい」、エフエム栃木「キッズトーク」を活用した広報を行う。
 - ウ. JAの事業内容や地域貢献活動をアピールし、JAの良さを訴求する広報に取り組む。

2. 多様な広報手段を活用した情報発信の強化

(1) 広報誌やウェブサイト等及び各種メディアを活用した情報発信

- ① 「支店だより」「営農経済センターだより」の発行及びホームページ、Facebook等SNSの活用を支援する。

② 広報活動コンクール、優秀記事・写真コンクールを開催し、担当者のスキルアップを図る。

(2) パブリシティを通じた情報発信

記者懇談会、支局長懇談会等の実施により報道機関との関係性を深め、パブリシティによる「食」「農」「協同組合」に関する情報発信の強化を支援する。

(3) J A農産物直売所を活用した情報発信

① J Aによる直売所利用者等を対象にした J Aグループの事業・活動の情報発信を支援する。

② 資材提供やマスメディアを活用した広報等により J Aの直売所キャンペーンを支援する。

(4) 食農教育・次世代対策の実践

「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールの開催及び「とちぎの農業」の作成・配布を継続して実施する。

(5) モニターの活用

県段階において J Aグループの活動・事業に対するモニターを募集・登録し、意見聴取と情報発信を行う。

3. 組合員・地域住民との情報共有

「日本農業新聞」「家の光」三誌の組合員・地域住民への普及を通じて、農業の果たす役割と J Aの意義・目的について情報共有を促進する。

V. 自己改革を支える経営・財務基盤の確立

1. 経営基盤戦略の実践

(1) 業務執行体制（ガバナンス）の強化

① 改正農協法、省令を踏まえた執行体制の確立を支援する。

② J Aの役員報酬審議会等に参画し、権限・責任に見合った役員報酬の設定を支援する。

(2) 経営管理の高度化（Cから始めるPDCA）

① 改正農協法附則（5年後検討条項）を踏まえ、J Aの自己改革を支援するとともに、必要な情報を随時提供する。

② 3か年計画の実践、進捗管理（役員レビュー等）、3か年計画の時点修正及び単年度計画の策定を支援する（支援体制の確立）。

③ ロジックツリーと業績評価指標を活用した計画策定と進捗管理・改善の取り組みを支援

する（2JA）。

- ④ 経営理念・長期ビジョンを実現するために、3か年計画を実践するように、常勤理事向けの研修会等を開催する。
- ⑤ ALM（年度末収支予測）に基づく経営管理（事業計画の進捗管理）の活用を支援する。

（3）リスク管理の強化

- ① 不祥事ゼロに向け、内部チェック機能の実効性確保、職場風土醸成等不祥事未然防止のため、「29年度不祥事ゼロ運動」（自主点検の形骸化防止、無通告点検等）に取り組む。
- ② 不祥事が発生した場合は、コンプライアンス・マニュアル（不祥事対応・未然防止、危機管理対策）に基づく対応を徹底するとともに、再発防止対策の樹立・実践を支援する。
- ③ 不祥事の未然防止と内部けん制を高めるため、JA栃木ヘルプライン（内部告発制度）を周知し、対応を行う。
- ④ 大規模災害の発生に備え、「大規模災害（BCP）への対応方針」に基づく統一訓練を実施するとともに、JAの独自訓練の実施と「対応方針」の必要な見直しを支援する。

（4）内部管理体制の確立

- ① 31年度からのJAの公認会計士監査に向けて、経済事業等の内部統制の整備・運用を支援する。
- ② 業務運営の適正性の維持・改善を図るため、JAの内部監査充実に向けた取り組みを支援する（内部監査支援ツールの活用等）。
- ③ 三者要請検査等を踏まえた資産査定管理態勢の整備を支援する。
- ④ 余裕金運用に係るリスク管理体制の充実を支援する。

（5）モニタリングの実施

モニタリング（県版、全国版）により継続的に経営状況を確認し、JA経営の健全性の維持と課題解決を支援する。

（6）情報開示と適切な組合員・利用者対応

- ① 法令に基づく経営情報の開示（ディスクロージャー）を支援し、JA経営の透明性の確保と信頼性の向上を促進する。
- ② JAバンクの信頼性確保のため、公正・中立な第三者苦情処理機関としての「JAバンク相談所」の運営を行う。

（7）業務改善と経営資源の有効活用

- ① 事務の簡素化・標準化など、JAの事務手続やシステムの改善に取り組む。
- ② 渉外担当者等が組合員等利用者のライフプランを踏まえた提案活動ができるように、FP（ファイナルシャルプランナー）の資質向上のための研修会を開催するとともに、通信教育等を活用しFP養成を進める。
- ③ JA（子会社を含む）の収支状況を把握し、経営改善に向けて支援する。

2. 人材育成の実践

(1) 経営者層の自己啓発

- ① J A役員（常勤役員、非常勤役員）を対象に、J Aの自己改革や人材育成に資する研修等を行う。
- ② 新任の理事・監事を対象に、理事・監事の役割、経営者として必要な基本知識を習得するための研修を行う。

(2) 「人材育成基本方針」の実践

- ① C S（組合員満足）のレベルアップに不可欠なJ AにおけるE S（職員満足）向上運動を提案し、モデルJ Aでの取り組みを支援する。
- ② J Aの人材育成基本方針を踏まえ、人事制度・教育制度等の必要な見直しを支援する。
- ③ 人事考課制度の見直しと考課者の高位平準化を支援する。

(3) J A栃木人材派遣会社の活用促進

人材確保を支援するため、J A栃木人材派遣会社の活用を促進する。

(4) 職員教育の充実・徹底

- ① 各階層に必要な知識・スキル等を習得するとともに、協同組合理念教育の強化等を通じ、あいさつやコミュニケーションが実践されるよう、階層別（基礎・応用）教育研修を実施する。
- ② 新入職員の育成強化を図るため、「新入職員育成プラン」に基づく研修等の充実と、J Aに対する支援を行う。
- ③ 中堅職員の業務改善能力向上のため、J Aが主催する研修会（中堅職員ステップアップ研修等）を支援する。
- ④ J A職員として職位毎に必要な知識・技能の修得を図るため、職員資格認証研修会及び試験を実施し、職員の自己啓発を促進する。
- ⑤ 農協監査士・内部監査士受験者に対する受験対策研修会を実施し、資格取得の支援を行う。
- ⑥ J Aの将来を担う人材を育成するため、「J A中核人材育成研修会・フォロー研修会」を実施する。
- ⑦ J Aが「人材育成基本方針」に基づき計画的に職員教育を実践できるよう、教育担当部課長会議、教育研修担当者研究会等を開催する。

(5) 職員採用活動の支援

優秀で意欲ある職員を採用するため、統一採用試験や合同就職説明会を実施する。

(6) キャリア開発支援

J Aの人事制度と連動したCDP制度の導入、及び導入J Aに対する支援を行う。

3. 財務基盤の強化

(1) 自己資本の充実

バーゼルⅢ、資本バランス規制を踏まえた「自己資本造成計画」の実践（内部留保）及び見直しを支援する。

※バーゼルⅢにより、上部団体向け出資のリスクウエイトが段階的に250%に上げられる（31年度）。

※資本バランス規制（30年度）が求められる見込み（未確定）。

(2) 施設投資マネジメント

① 営農・経済事業及びJA出資法人等の施設投資に伴うリスクの適切なマネジメントを支援する。

② 支店・営農経済センターを組合員の拠り所と位置づけ、地域実態や規模に応じた体制整備を支援する。

(3) JAバンク県相援の適切な運営

全国の方針を踏まえ、JAバンク支援委員会の決定により、所要額を積み立てる。

4. 関係組織の運営支援

次の関係組織に対する支援を行う。

- ① 栃木県農業協同組合専務常務会
- ② 余裕金運用研究会
- ③ 旅行事業運営委員会

5. 情報システム整備

(1) 電算システムの更新対応

① JASTEM新システムの稼働（30年1月）に備え、JAのJASTEM端末機及びATMとJASTEM新システムとの接続試験を実施する。

② JAバンクの取り組み方針に基づき、オンラインキャッシュ未導入の7JAすべてにオンラインキャッシュを導入（29年3月～9月）する。

③ 共用端末機の更新計画を策定し、30年2月末までに新端末機への更新を行う。

④ 資産査定支援システム及び農業簿記記帳代行システムについて、30年度の更新に向け、システム形態等を整理し更新計画を策定する。

⑤ 電算センターLAN機器のうちスイッチ類の更新を行う。また、30年度のファイアウォール更新に向け、更新要件、更新スケジュール、更新費用等を決定する。

(2) 電算システムの整備、安定稼働等対応

① サーバー・ネットワーク等の稼働状況を監視するとともに、安定稼働のためデータバックアップ、セキュリティ対応、機器・ソフトウェア等のメンテナンスを行う。

- ② 県域システム等の日次・月次処理のほか自振データ受付・返却処理など、平日及び土曜日のオペレーションを行う。
- ③ 端末機及び共用ネットワークの設置・敷設状況等を管理するとともに、店舗新築・改装及び店舗統廃合等に伴う、端末機・ネットワーク機器及び回線の増設・移設・廃止に係る対応を行う。
- ④ 県域システム（JASTEM 県補完・Compass-JA・出資金・共済資金収納管理・販売米麦・販売青果物・購買・利用者総合情報・総合ポイント接続・農業簿記記帳代行・資産査定支援等）の維持管理及び機能拡充を図る。
- ⑤ 農林中金宇都宮支店と連携し、オンラインキャッシャ新規導入 7 J A に対する操作研修を行う。
- ⑥ 共済業務仕組み改定（29 年 4 月～30 年 4 月）に対応し、共済資金収納管理システムの変更等を行う。
- ⑦ パソコンシステムの効率化及び機能拡充を図るとともに効果的な導入・活用に向けた支援を行う。
- ⑧ 店舗統廃合に伴い、廃止店舗における自振実績データの提供や業務マスターについて一括変換等のシステム対応を行う。

(3) 情報システムの企画総合調整

- ① 農林中金・全農・共済連と連携し、電算システムの導入・更新等に関する総合調整を行う。
- ② J A の事務合理化・効率化に向け、既稼働システムの有効活用のほか情報システム全般について相談・支援対応を行う。
- ③ 電算センターのあり方（次期システム構築、要員、施設・設備、収支等）を検討し、「県域電算システム中長期基本構想」を策定する。
- ④ 「次期県域電算システム更新計画」の 30 年度策定に向け、「県域電算システム中長期基本構想」に基づきシステム別の更新要件、更新計画、更新費用等を検討する。

VI. JAグループの結集軸としての「新たな中央会」の構築

1. 新たな中央会の構築

法改正を踏まえた「新たな中央会」の構築のため、全中等から情報収集を行い、課題整理を行う。また、検討委員会・幹事会を設置し、「財政・要員・体制」等について検討を進める。

2. 全国監査機構の体制整備

(1) 統一監査調書に基づく財務諸表等監査の実施

- ① 10 J A を対象に財務諸表等監査を実施する。なお、3 J A については、運営面を強化して実施する。
- ② リスクアプローチに基づく統一調書を活用し、監査の品質向上に努める。

③ 監査実施 J A の課題事項について事後指導を実施する。

(2) 業務監査等の充実

① 30 年度業務監査実施方針を策定し、監事監査・内部監査における重点課題の監査計画への反映を図る。

② 監事協議会の研修に協力し、監事監査の実施指導を行うとともに、監査能力の向上に必要な情報の提供を行う。

③ J A 常勤監事会議を開催し、常勤監事の随時監査に必要な情報提供等を行う。

④ 業務監査にかかる改善指示の内容について、経営指導部と共有するための合同会議を開催する。また、J A における改善取り組みに資するべく、関係部署との連携を図る。

(3) J A 全国監査機構の監査法人化に向けた態勢整備

① 会員の理解を得て全中が検討している監査法人による監査が受けられるよう努める。なお、農水省の監査工数調査を踏まえ、29 年度に監査工数モデルを提示する。

② 29 年度に配置されるパートナー候補の公認会計士の指導を受けながら、全国基準に基づく監査法人化後の期中監査の実施方法・期末監査における実証手続の効果的な進め方等について、協議・検討を行い実施態勢の整備を計画的に進める。

(4) 上級指導監査士の養成

監査の品質向上に資するべく、上級指導監査士を養成する。

(5) 関係組織の運営支援

次の関係組織に対する支援を行う。

① 栃木県農協監事協議会

VII. 現行中央会の自己改革の実践

J A の自己改革を支援するため、本会の体制や事業内容について随時見直しを図るなど、本会の自己改革を行う。

VIII. その他

(1) 農林年金（特例年金）制度完了に向け、全国の動きも踏まえ組織協議を実施するなど清算に向けた対応を着実に進行。

(2) 現行中央会としての最終記念誌を編纂するための準備を進める。